

# 令和4年第1回千葉市議会定例会議案

議案第1号乃至第48号

令和4年2月



令和4年第1回千葉市議会定例会議案  
目 次

議案 番号	議 案 件 名	頁
1	専決処分について(令和3年度千葉市一般会計補正予算(第13号))(令和3年12月21日)	別冊
2	令和3年度千葉市一般会計補正予算(第14号)	別冊
3	令和3年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	別冊
4	令和3年度千葉市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	別冊
5	令和3年度千葉市競輪事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
6	令和3年度千葉市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
7	令和3年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
8	令和3年度千葉市動物公園事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
9	令和3年度千葉市病院事業会計補正予算(第3号)	別冊
10	令和3年度千葉市下水道事業会計補正予算(第2号)	別冊
11	令和3年度千葉市水道事業会計補正予算(第1号)	別冊
12	令和4年度千葉市一般会計予算	別冊
13	令和4年度千葉市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
14	令和4年度千葉市介護保険事業特別会計予算	別冊
15	令和4年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
16	令和4年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	別冊
17	令和4年度千葉市霊園事業特別会計予算	別冊
18	令和4年度千葉市農業集落排水事業特別会計予算	別冊
19	令和4年度千葉市競輪事業特別会計予算	別冊
20	令和4年度千葉市地方卸売市場事業特別会計予算	別冊
21	令和4年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計予算	別冊
22	令和4年度千葉市市街地再開発事業特別会計予算	別冊
23	令和4年度千葉市動物公園事業特別会計予算	別冊
24	令和4年度千葉市公共用地取得事業特別会計予算	別冊
25	令和4年度千葉市学校給食事業特別会計予算	別冊
26	令和4年度千葉市公債管理特別会計予算	別冊

議案 番号	議 案 件 名	頁
27	令和4年度千葉市病院事業会計予算	別冊
28	令和4年度千葉市下水道事業会計予算	別冊
29	令和4年度千葉市水道事業会計予算	別冊
30	千葉市公文書管理条例検討委員会設置条例の制定について	1
31	法令の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	3
32	千葉市職員定数条例の一部改正について	4
33	千葉市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	5
34	千葉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について	7
35	千葉市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	9
36	千葉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	12
37	千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部改正について	13
38	千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	15
39	千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	18
40	千葉市児童相談所条例の一部改正について	22
41	千葉都市計画事業千葉駅西口地区第二種市街地再開発事業施行規程の廃止について	23
42	千葉市千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区建築条例の制定について	24
43	千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	28
44	千葉市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正について	32
45	千葉市建築関係手数料条例の一部改正について	34
46	和解について	37
47	包括外部監査契約について	39
48	市道路線の認定について	40

議案第30号

千葉県公文書管理条例検討委員会設置条例の制定について  
千葉県公文書管理条例検討委員会設置条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年2月18日提出

千葉市長 神谷俊一

千葉県条例第 号

千葉県公文書管理条例検討委員会設置条例

(設置)

第1条 本市は、千葉県公文書管理条例検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。

(1) 公文書の管理に関する条例の制定に関する事項

(2) 前号に関連する事項で市長が必要と認めるもの

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 公文書について専門的知識を有する者

(2) 情報公開及び個人情報保護について専門的知識を有する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。



4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

~~~~~

## 議 案 説 明

公文書管理条例検討委員会を設置するため、条例を制定しようとするものであります。

議案第 31 号

法令の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
法令の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する  
ものとする。

令和 4 年 2 月 18 日提出

千葉市長 神 谷 俊 一

千葉市条例第 号

法令の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(千葉市小児慢性特定疾病審査会条例の一部改正)

第 1 条 千葉市小児慢性特定疾病審査会条例（平成 26 年千葉市条例第  
56 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 6 条の 2 第 2 項」を「第 6 条の 2 第 3 項」に改  
める。

(千葉市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部改正)

第 2 条 千葉市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基  
準を定める条例（平成 24 年千葉市条例第 74 号）の一部を次のよう  
に改正する。

第 5 条第 2 項第 3 号中「附則第 20 条第 1 項」を「附則第 27 条第  
1 項」に、「附則第 3 条第 1 項」を「附則第 10 条第 1 項」に改める。

第 6 条第 2 項第 3 号及び第 7 2 条第 2 項第 3 号中「附則第 20 条第  
1 項」を「附則第 27 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

法令の改正に伴い、規定の整備を図るため、条例を制定しようとする  
ものであります。

議案第 3 2 号

千葉県職員定数条例の一部改正について

千葉県職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

千葉市長 神 谷 俊 一

千葉県条例第 号

千葉県職員定数条例の一部を改正する条例

千葉県職員定数条例（昭和 2 4 年千葉県条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表市長の事務部局の職員（下水道事業に従事する職員を除く。）の項中「4, 2 2 5 人」を「4, 4 1 5 人」に改め、同表合計の項中「1 1, 9 4 2 人」を「1 2, 1 3 2 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

職員の定数を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

### 議案第 33 号

千葉県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

千葉県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 2 月 18 日提出

千葉市長 神谷 俊一

### 千葉県条例第 号

千葉県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

千葉県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 2 年千葉県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 30 条」を「第 31 条」に改める。

第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（サテライト型住居の設置）

第 10 条の 2 無料低額宿泊所は、本体となる施設（入居定員が 5 人以上 10 人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。）と一体的に運営される附属施設であって、利用期間が原則として 1 年以下のもの（入居定員が 4 人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。）を設置することができる。

2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね 20 分で移動できる範囲に設置する等、入居者へのサービス提供に支障がないものとする。

3 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

（1）第 6 条第 1 項及び第 3 項の要件を満たす者が施設長のみ 4 以下

（2）第 6 条第 1 項及び第 3 項の要件を満たす者が施設長のほか 1 人以上 8 以下

4 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。次項において同じ。）の入居定員の合計は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

(1) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみ 20人以下

(2) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 40人以下

5 無料低額宿泊所は、サテライト型住居について、第9条各項に規定する記録のほか、第19条の規定による状況把握の実施に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

(サテライト型住居に係る設備の基準等の規定の適用)

第31条 第11条第3項から第5項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

~~~~~

## 議 案 説 明

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準の一部施行に伴い、サテライト型住居の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

## 議案第34号

千葉県国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

千葉県国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年2月18日提出

千葉市長 神谷俊一

### 千葉県条例第 号

千葉県国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

千葉県国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和3年千葉県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第17条の2の改正規定中「同条第5項」を「同条第4項」に改める。

第26条の3の次に1条を加える改正規定のうち第26条の4第1項中「保険料額」の次に「から、当該保険料額」を、「得た額」の次に「を控除して得た額」を加え、同改正規定中同条第3項を次のように改める。

3 当該年度において、第26条の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第13条又は第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第26条第1項各号に該当する納付義務者に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた後の額とする。）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた後の額とする。）

第26条の3の次に1条を加える改正規定のうち第26条の4第4項を削り、同改正規定のうち同条第5項中「前2項」を「前項」に、「第

3項中」を「同項中」に改め、「、「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と」を削り、同改正規定中同項を第4項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

未就学児に係る被保険者均等割額の減額について、端数処理の方法を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 35 号

千葉市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

千葉市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 2 月 18 日提出

千葉市長 神 谷 俊 一

千葉市条例第 号

千葉市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

千葉市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 40 年千葉市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「その他の災害」を「又は地震等の災害（以下「災害」という。）」に改める。

第 12 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

（年額報酬）

第 12 条 団員に年額報酬を支給する。

2 年額報酬は、年度ごとに、次の表の左欄に掲げる階級の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる額を支給する。ただし、消防団車両を運転する者として団長が任命した者（以下この項において「操縦手」という。）であって、その任命された年度中に消防団車両を運転した操縦手には、年額報酬に 1,000 円を加算した額を支給する。

| 階級   | 額        |
|------|----------|
| 団長   | 82,500 円 |
| 副団長  | 69,000 円 |
| 分団長  | 50,500 円 |
| 副分団長 | 45,500 円 |
| 部長   | 40,000 円 |
| 班長   | 37,000 円 |
| 団員   | 36,500 円 |

第 12 条第 3 項中「前項本文」を「前項」に改め、同条に次の 1 項を



加える。

4 年額報酬の支給方法その他必要な事項は、規則で定める。

第12条の次に次の1条を加える。

(出勤報酬)

第12条の2 団員が、災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、出勤報酬を支給する。

2 出勤報酬の額は、次のとおりとする。

| 種別      | 額            |
|---------|--------------|
| 災害の場合   | 1日につき 8,000円 |
| 災害以外の場合 | 1日につき 3,500円 |

3 出勤報酬の支給方法その他必要な事項は、規則で定める。

第13条を次のように改める。

(費用弁償)

第13条 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、費用弁償を支給する。

2 費用弁償の種類及び額は、次のとおりとする。

| 階級                 | 種類及び額                                                                      |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 団長及び副団長            | 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年千葉県条例第17号。以下「特別職の給与条例」という。）第8条第2号に定める種類及び額 |
| 分団長、副分団長、部長、班長及び団員 | 特別職の給与条例第8条第4号に定める種類及び額                                                    |

3 費用弁償の額の計算については、千葉県職員の旅費等に関する条例（平成2年千葉県条例第31号）の定めるところによる。

4 費用弁償の支給方法その他必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の第13条の規定は、この条例の施行の日以

後に従事した職務に係る費用弁償について適用し、同日前に従事した職務に係る費用弁償については、なお従前の例による。

~~~~~

#### 議 案 説 明

消防団員の報酬を年額報酬及び出動報酬の2種類とし、その額を引き上げるほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 36 号

千葉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

千葉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 2 月 18 日提出

千葉市長 神 谷 俊 一

千葉市条例第 号

千葉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

千葉市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年千葉市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

年金担保貸付事業等の廃止に伴い、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

## 議案第 37 号

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部改正について

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 2 月 18 日提出

千葉市長 神 谷 俊 一

### 千葉市条例第 号

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部を改正する条例

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例（平成 5 年千葉市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

目次中「市が」を「市等が」に、「第 44 条」を「第 44 条の 2」に改める。

第 6 章の章名中「市」を「市等」に改める。

第 6 章中第 44 条の次に次の 1 条を加える。

（非常災害に係る一般廃棄物処理施設に関する縦覧等の手続）

第 44 条の 2 第 41 条から第 43 条までの規定は、法第 9 条の 3 の 2 第 2 項の規定により適用する法第 9 条の 3 第 2 項（同条第 9 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による縦覧及び意見書を提出する機会の付与について準用する。この場合において、第 42 条中「1 月間」とあるのは「1 月間の範囲内において非常災害の状況を勘案して市長が定める期間」と、第 43 条中「2 週間」とあるのは「2 週間の範囲内において非常災害の状況を勘案して市長が定める期間」と読み替えるものとする。

2 第 41 条から第 43 条までの規定は、法第 9 条の 3 の 3 第 2 項（同条第 3 項において読み替えて準用する法第 9 条の 3 第 9 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による縦覧及び意見書の提出について準用する。この場合において、第 41 条中「焼却施設及び同条第 2 項に規定する一般廃棄物の最終処分場」とあるのは「焼却施設」と、第 42 条中「市長は」とあるのは「市から非常災害により生じた

廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は」と、「告示する」とあるのは「インターネットの利用その他の方法により公表する」と、「当該告示」とあるのは「当該公表」と、「1月間」とあるのは「1月間の範囲内において非常災害の状況を勘案して市長が定める期間」と、第43条中「告示」とあるのは「公表」と、「2週間」とあるのは「2週間の範囲内において非常災害の状況を勘案して市長が定める期間」と、「市長に」とあるのは「受託者に」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により読み替えて準用する第43条の規定による意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

(1) 受託者の事務所

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

## 議 案 説 明

非常災害に係る一般廃棄物処理施設について、市から災害廃棄物の処分の委託を受けた者が届出で設置するに当たり、必要な事項を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

## 議案第 38 号

千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 2 月 18 日提出

千葉市長 神谷 俊一

## 千葉県条例第 号

千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年千葉県条例第 86 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「児童等（法第 6 条の 2 第 1 項に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」を「児童」に、「児童等の」を「児童の」に改める。

第 29 条第 1 項第 4 号ア中「第 12 条の 3 第 2 項第 4 号」を「第 12 条の 3 第 2 項第 6 号」に、「児童福祉事業」を「相談援助業務（法第 13 条第 3 項第 2 号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第 37 条第 1 項第 4 号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第 57 条第 1 項第 4 号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第 80 条第 1 項第 5 号中「附則第 20 条第 1 項」を「附則第 27 条第 1 項」に、「附則第 3 条第 1 項」を「附則第 10 条第 1 項」に改める。

第 91 条第 1 項第 4 号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第99条第1項中「児童自立支援専門員養成所（以下この項において「養成所」という。）」を「人材育成センター」に改め、同項第3号及び第4号中「養成所」を「人材育成センター」に改め、同号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第29条第1項第4号アの改正規定（「法第12条の3第2項第4号」を「法第12条の3第2項第6号」に改める部分に限る。）及び第99条第1項の改正規定（同項第4号ア及びイに係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

### （経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長（以下この項において「乳児院等の長」という。）として勤務している者については、この条例による改正後の千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する乳児院等の長として勤務している者とみなす。（千葉県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）
- 3 千葉県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表第12条の部入所中の児童等（法第6条の2第1項に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき、又は同条第3項の項中「児童等（法第6条の2第1項に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」を「児童」に、同部その児童等の項中「児童等」を「児童」に改める。



## 議 案 説 明

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、乳児院等の長の任用要件の一部を改めるほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。



議案第 39 号

千葉県特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

千葉県特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 2 月 18 日提出

千葉市長 神谷俊一

千葉県条例第 号

千葉県特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

千葉県特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年千葉県条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

目次中

- 「 第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準（第 51 条・第 52 条） を  
「 第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準（第 51 条・第 52 条） に  
第 4 章 雑則（第 53 条） 」

改める。

第 5 条中第 2 項から第 6 項までを削る。

第 38 条第 2 項を削る。

本則に次の 1 章を加える。

第 4 章 雑則

（電磁的記録等）

第 53 条 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規

定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とある

のは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

#### 議 案 説 明

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、事業者における書面による記録の作成等について、電磁的記録等による対応を認めることとするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第40号

千葉県児童相談所条例の一部改正について

千葉県児童相談所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年2月18日提出

千葉市長 神谷俊一

千葉県条例第 号

千葉県児童相談所条例の一部を改正する条例

千葉県児童相談所条例（平成3年千葉県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

| 名称             | 位置                      | 所管区域             |
|----------------|-------------------------|------------------|
| 千葉県東部<br>児童相談所 | 千葉県美浜区高<br>浜3丁目2番3<br>号 | 中央区、若葉区及び緑区の区域   |
| 千葉県西部<br>児童相談所 |                         | 花見川区、稲毛区及び美浜区の区域 |

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。



議案説明

児童相談所を東部児童相談所及び西部児童相談所の2所体制とするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 4 1 号

千葉都市計画事業千葉駅西口地区第二種市街地再開発事業施行規程の廃止について

千葉都市計画事業千葉駅西口地区第二種市街地再開発事業施行規程を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

千葉市長 神 谷 俊 一

千葉市条例第 号

千葉都市計画事業千葉駅西口地区第二種市街地再開発事業施行規程を廃止する条例

千葉都市計画事業千葉駅西口地区第二種市街地再開発事業施行規程（平成元年千葉市条例第 3 8 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

千葉都市計画事業千葉駅西口地区第二種市街地再開発事業の終了に伴い、施行規程を廃止しようとするものであります。

## 議案第42号

千葉市千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区建築条例の制定について

千葉市千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区建築条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年2月18日提出

千葉市長 神谷俊一

### 千葉市条例第 号

千葉市千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区建築条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号に規定する特別用途地区として同条第3項の規定により定める千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区の区域における建築物の建築の制限について定めることにより、商業及び業務機能を有する施設が集積した立地環境を保全するとともに、千葉駅から人の流れを引き込む恒常的なにぎわいの創出に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）の例による。

(適用区域)

第3条 この条例は、都市計画法第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区に係る都市計画の決定の告示のあった区域に適用する。

(建築物の建築の制限)

第4条 千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区の区域においては、建築物の1階又は2階の部分の部分を次の各号に掲げる用途に供する建築物は、建築してはならない。

(1) 住宅

(2) 兼用住宅（居住の用に供する部分に限る。）

- (3) 共同住宅、寄宿舍又は下宿
- (4) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
- (5) 前各号の建築物に附属するもの

2 前項の規定は、次の各号のいずれにも該当する建築物については、適用しない。

- (1) 建築物の1階及び2階の部分を前項第1号から第4号までに掲げる用途（これらの用途のうち出入口、出入口ホール、階段、管理室、集会室その他これらに類するもの（以下この項において「住宅等の出入口等」という。）を除く。）に供しないこと。
- (2) 建築物の1階又は2階の部分において、各階ごとの住宅等の出入口等及び前項第5号に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が当該各階における床面積の2分の1未満であること（敷地内に2以上の建築物がある場合においては、これらの建築物の各階ごとの住宅等の出入口等及び同号に掲げる用途に供する部分の床面積の合計の和が当該各階における床面積の合計の2分の1未満であること。）。

3 第1項の規定は、市長が、千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区における商業及び業務機能を有する施設が集積した立地環境を害するおそれがなく、かつ、にぎわいの創出に支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合は、適用しない。

4 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、千葉市建築審査会の同意を得なければならない。

5 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を期日の10日前までに公告しなければならない。

（建築物の敷地が千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区の内外にわたる場合の措置）

第5条 建築物の敷地が千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区の区域の内外にわたる場合において、その敷地の過半が千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区に属するときは、その建築物の全部について、前条の規定を適用する。



(既存の建築物に対する制限の緩和)

第6条 法第3条第2項の規定により第4条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条第1項の規定は、適用しない。

(1) 増築又は改築に係る部分(1階又は2階の部分に限る。)を第4条第1項各号に掲げる用途に供しないこと。

(2) 用途の変更を伴わないこと。

2 法第3条第2項の規定により第4条第1項の規定の適用を受けない建築物について、当該建築物又はその部分の用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条第1項の規定は、適用しない。

(類似の用途の適用除外)

第7条 法第87条第3項第2号に規定する類似の用途は、政令第137条の19第1項の規定にかかわらず、同条第3項の規定により、これを指定しない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

(1) 第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 法第87条第2項において準用する第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

## 議 案 説 明

特別用途地区として定められた千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区の指定の目的のために必要な建築物の建築の制限を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

議案第 4 3 号

千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

千葉市長 神 谷 俊 一

千葉市条例第 号

千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 5 年千葉市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

|                    |                                                                   |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 千葉駅東口西銀座地区地区整備計画区域 | 都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された千葉駅東口西銀座地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域 |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------|

別表第 2 小仲台 3 丁目・4 丁目地区地区整備計画区域の部住宅地区 A の項（う）欄第 6 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 7 項」に改め、同表に次のように加える。

|                    |      |                                                                                                                                                                                 |
|--------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 千葉駅東口西銀座地区地区整備計画区域 | A 地区 | 次に掲げる建築物（千葉市千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区建築条例（令和 4 年千葉市条例第 号）第 4 条第 1 項に規定する建築してはならない建築物を除く。）<br>（1）住宅<br>（2）兼用住宅<br>（3）共同住宅、寄宿舎又は下宿<br>（4）老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの<br>（5）倉庫（建築物に附属するものを除く。） |
|--------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |  | <p>(6) 集会場（葬儀を行うものに限る。）</p> <p>(7) 畜舎（ペットショップ、動物病院又はペットホテルに附属するものを除く。）</p> <p>(8) 墓地、埋葬等に関する法律第2条第6項に規定する納骨堂</p> <p>(9) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（ゲームセンターを除く。）</p> <p>(10) 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業（食品加工業を含む。）を営むものを除く。）</p> <p>(11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号までに掲げる営業又は同条第6項から第11項まで及び第13項に規定する営業の用に供するもの</p> |
| B地区 |  | <p>次に掲げる建築物（千葉市千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区建築条例第4条第1項に規定する建築してはならない建築物を除く。）</p> <p>(1) 都市計画道路千葉駅富士見線及び市道富士見14号線の道路境界線から10メートル以内の1階部分を、次に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するもの（当該建築物の出入口、出入口ホール、階段、管理人室その他これらに類するものを除く。）</p> <p>ア 物品販売業を営む店舗</p> <p>イ 飲食店</p> <p>ウ 自家販売のための食品製造業（食品</p>                                                                                           |

|  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  | <p>加工業を含む。) を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの</p> <p>エ アからウまでに掲げる建築物に併設する華道教室その他これに類する施設</p> <p>(2) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(3) 倉庫 (建築物に附属するものを除く。)</p> <p>(4) 集会場 (葬儀を行うものに限る。)</p> <p>(5) 畜舎 (ペットショップ、動物病院又はペットホテルに附属するものを除く。)</p> <p>(6) 墓地、埋葬等に関する法律第2条第6項に規定する納骨堂</p> <p>(7) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (ゲームセンターを除く。)</p> <p>(8) 工場 (パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業 (食品加工業を含む。)) を営むものを除く。)</p> <p>(9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号までに掲げる営業又は同条第6項から第11項まで及び第13項に規定する営業の用に供するもの</p> |
|--|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

別表第3 千葉中央第六地区地区整備計画区域の部A地区の項 (う) 欄中「第53条第5項第1号」を「第53条第6項第1号」に改める。

別表第4に次のように加える。

|        |     |              |
|--------|-----|--------------|
| 千葉駅東口西 | A地区 | 3, 000平方メートル |
|--------|-----|--------------|

|                  |     |  |
|------------------|-----|--|
| 銀座地区地区<br>整備計画区域 |     |  |
|                  | B地区 |  |

別表第5 千葉中央第六地区地区整備計画区域の部中「都市計画道路京成千葉駅北谷津町線」を「都市計画道路京成千葉中央駅多部田町線」に改め、同表に次のように加える。

|                                    |     |                                                                                                             |         |
|------------------------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 千葉駅東<br>口西銀座<br>地区地区<br>整備計画<br>区域 | B地区 | 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、計画図に示す1号壁面線及び3号壁面線については2メートル以上（高さ4メートル以下の部分に限る。）、計画図に示す2号壁面線については4メートル以上とする。 | 地盤面下のもの |
|------------------------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

新たに、千葉駅東口西銀座地区の地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域を条例の適用範囲に加えるほか、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

## 議案第44号

千葉県都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正について

千葉県都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年2月18日提出

千葉市長 神谷俊一

## 千葉県条例第 号

千葉県都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

千葉県都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成18年千葉県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「第8条第1項第2号ロからニまで」を「第29条の9第7号」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 令第29条の9第1号から第5号までに掲げる土地の区域を含まないこと。
- (6) 令第29条の9第6号に掲げる土地の区域として規則で定めるものを含まないこと。

### 附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第4条第5号から第7号までの規定は、この条例の施行の日以後に申請される都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項、第35条の2第1項又は第43条第1項の規定による許可について適用し、同日前に申請された法第29条第1項、第35条の2第1項又は第43条第1項の規定による許可については、なお従前の例による。



## 議 案 説 明

都市計画法施行令の一部改正に伴い、市街化調整区域内において特例的に開発行為を行うことができる区域から災害危険区域等を除外するため、条例の一部を改正しようとするものであります。



## 議案第 45 号

千葉県建築関係手数料条例の一部改正について

千葉県建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 2 月 18 日提出

千葉市長 神谷 俊一

## 千葉県条例第 号

千葉県建築関係手数料条例の一部を改正する条例

千葉県建築関係手数料条例（平成 12 年千葉県条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

別表 40 の項手数料を徴収する事務の欄中「、第 63 条第 3 項第 6 号」を「又は第 63 条第 3 項第 6 号」に改め、「又は第 68 条の 69 第 3 項第 6 号若しくは第 7 号ロ」を削る。

別表 41 の項手数料を徴収する事務の欄中「、第 63 条第 3 項第 5 号イ」を「又は第 63 条第 3 項第 5 号イ」に改め、「又は第 68 条の 69 第 3 項第 5 号イ若しくは第 7 号イ」を削る。

別表 42 の項手数料を徴収する事務の欄中「、第 38 条の 5 第 9 項又は第 39 条の 98 第 9 項」を「又は第 38 条の 5 第 9 項」に改める。

別表 43 の項手数料を徴収する事務の欄中「、第 38 条の 5 第 10 項第 4 号又は第 39 条の 98 第 10 項第 2 号」を「又は第 38 条の 5 第 10 項第 4 号」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号。以下「改正法」という。）第 3 条の規定による改正前の法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 12 号の 7 の 2 に規定する連結法人の連結親法人事業年度（同法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結親法人事業年度をいう。）がこの条例の施行の日前に開始した連結事業年度（同項に規定する連結事業年度をいう。）における当該連結法人の短期所有に係る土地の譲渡等（改正法第 16 条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 68 条の 69 第 2 項第 1 号に規

定する短期所有に係る土地の譲渡等をいう。)に関する改正後の別表40の項から43の項までの規定の適用については、同表40の項中「租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ又は第63条第3項第6号若しくは第7号ロ」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第16条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第68条の69第3項第6号若しくは第7号ロ」と、同表41の項中「租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ又は第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の69第3項第5号イ若しくは第7号イ」と、同表42の項中「租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第19条第11項又は第38条の5第9項」とあるのは「法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第207号)附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同令第3条の規定による改正前の租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第39条の98第9項」と、同表43の項中「租税特別措置法施行令第19条第12項第4号又は第38条の5第10項第4号」とあるのは「法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第207号)附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同令第3条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第39条の98第10項第2号」とする。



## 議 案 説 明

租税特別措置法の一部改正に伴い、優良住宅認定申請手数料等のうち連結法人における短期土地譲渡益に対する重課の適用除外に係るものを廃止するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

## 議案第46号

### 和解について

市は、次のとおり和解するものとする。

令和4年2月18日提出

千葉市長 神谷 俊一

### 1 相手方

大阪市北区梅田3丁目3番5号

大和ハウス工業株式会社

代表取締役 芳井 敬一

### 2 事案の概要

- (1) 平成31年3月6日、市は、旧千葉市文化交流プラザ（以下「旧プラザ」という。）の土地及び建物等を相手方に売却する契約（以下「原契約」という。）を締結した。
- (2) 原契約では、旧プラザ3階から5階までに所在する音楽ホール及びリハーサル室（以下「音楽ホール等」という。）について、利用期間は、供用開始から10年間以上とするとともに、供用開始時期は、所有権移転から2年以内とするとの条件が付されていた。
- (3) 令和2年12月15日、市と相手方は、相手方の申出を受けて、原契約に付された条件を、音楽ホール等について、利用期間は、供用開始から10年間以上とするとともに、令和4年3月31日までに供用を開始するものとするとの条件に変更する契約を締結した。
- (4) 令和4年1月12日、相手方から前号の契約による変更後の契約（以下「本契約」という。）における条件の取扱いについての協議が申し入れられた。

### 3 和解条項

- (1) 市及び相手方は、本契約における条件を解除することに合意する。
- (2) 相手方は、本契約における条件の解除に伴う和解金として、市に対して、913,500,000円を支払うものとする。

- (3) 相手方は、前号に記載する和解金について、市の発行する納入通知書に基づき、令和4年6月30日までに支払うものとする。
- (4) 相手方は、旧プラザの土地及び建物等について、本契約における条件の解除後も、千葉市の賑わいに寄与するよう、早期の有効活用に努めるものとする。
- (5) 市及び相手方は、本件に関し、本契約及び本和解条項に定めるほか何ら債権債務のないことを確認し、今後いかなる事情が発生しても異議を申し立てないことを確約する。
- (6) 本和解条項は、千葉市議会の議決を得たときに効力を生ずるものとし、千葉市議会の議決を得られなかったときは無効とする。その場合、市は一切の責任を負わないものとする。

~~~~~

#### 議 案 説 明

和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第47号

包括外部監査契約について

市は、次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

令和4年2月18日提出

千葉市長 神谷 俊一

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和4年4月1日
- 3 契約の金額 18,000,000円を上限とする額
- 4 契約の相手方 住所 千葉県市川市国府台5丁目24番14号  
氏名 川口 明浩  
資格 公認会計士

~~~~~

議案説明

包括外部監査契約について、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

## 議案第48号

### 市道路線の認定について

市は、次のとおり市道路線を認定するものとする。

令和4年2月18日提出

千葉市長 神谷 俊一

### 市道路線認定調書

整理番号	路線名	起 点	終 点	市道路線認定図番号
①	作草部町160号線	作草部1丁目地内	作草部1丁目地内	1
②	作草部町161号線	作草部1丁目地内	作草部1丁目地内	
③	宮崎129号線	宮崎町地内	宮崎町地内	2
④	西都賀87号線	西都賀4丁目地内	西都賀4丁目地内	3
⑤	西都賀88号線	西都賀4丁目地内	西都賀4丁目地内	
⑥	長沼町161号線	長沼町地内	長沼町地内	4
⑦	武石町98号線	武石町1丁目地内	武石町1丁目地内	5
⑧	長作町238号線	長作町地内	長作町地内	6
⑨	浜野町150号線	浜野町地内	浜野町地内	7
⑩	鎌取町66号線	鎌取町地内	辺田町地内	8
⑪	辺田町69号線	辺田町地内	辺田町地内	
⑫	辺田町70号線	辺田町地内	辺田町地内	
⑬	辺田町71号線	辺田町地内	辺田町地内	
⑭	辺田町72号線	辺田町地内	辺田町地内	
⑮	辺田町73号線	辺田町地内	辺田町地内	
⑯	辺田町74号線	辺田町地内	辺田町地内	
⑰	辺田町701号線	辺田町地内	辺田町地内	
⑱	高田町314号線	高田町地内	高田町地内	9
⑲	寒川町46号線	寒川町3丁目地内	寒川町3丁目地内	10
⑳	稲荷町46号線	稲荷町2丁目地内	稲荷町2丁目地内	11
㉑	今井72号線	今井1丁目地内	今井1丁目地内	12
㉒	今井73号線	今井2丁目地内	今井2丁目地内	
㉓	今井74号線	今井3丁目地内	蘇我1丁目地内	13
㉔	蘇我町202号線	蘇我2丁目地内	蘇我2丁目地内	14
㉕	蘇我町203号線	蘇我3丁目地内	蘇我3丁目地内	
㉖	塩田町78号線	塩田町地内	塩田町地内	15

# 整理番号①② 市道路線認定図1





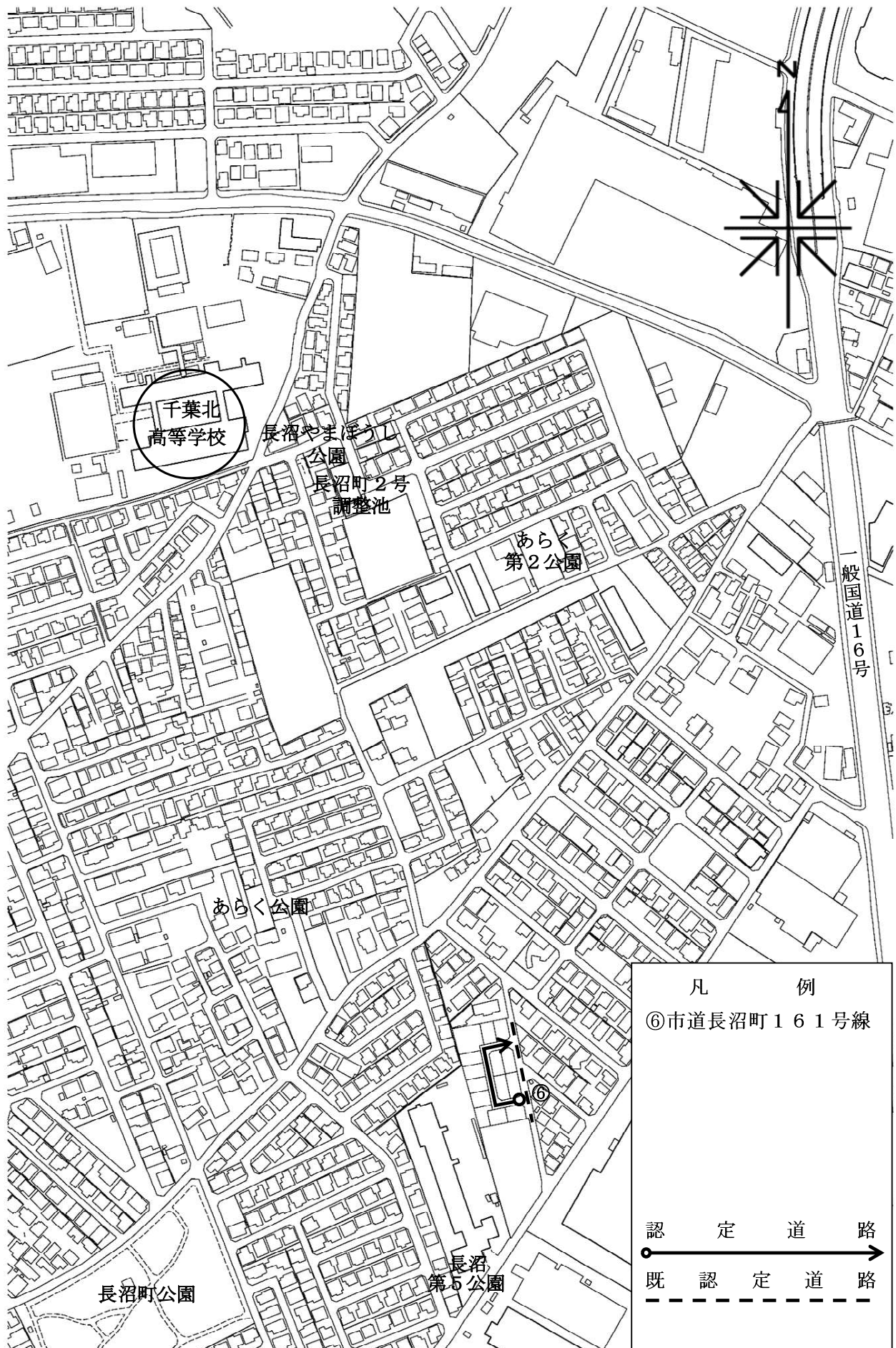
# 整理番号③ 市道路線認定図2



# 整理番号④⑤市道路線認定図3

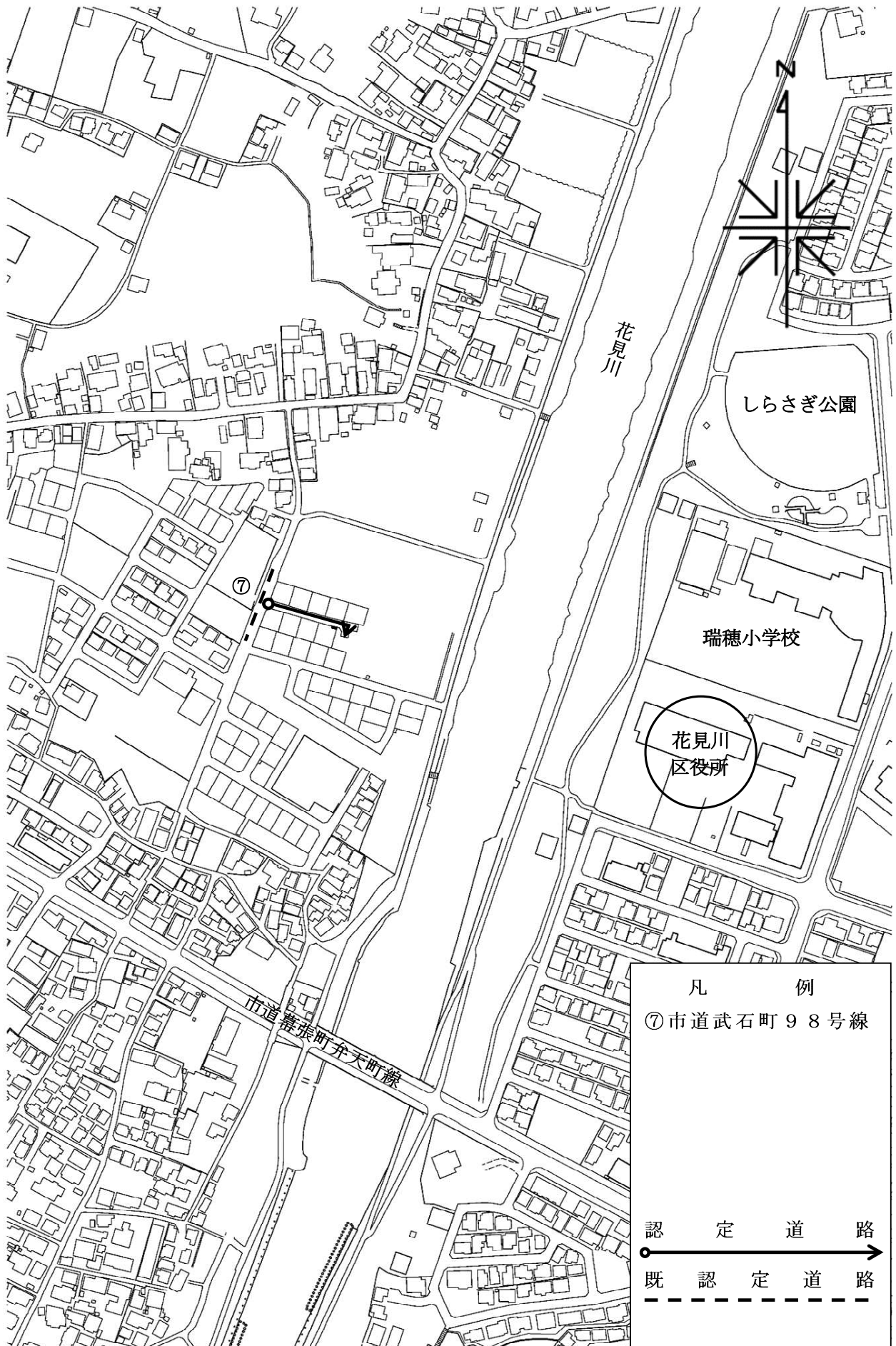


# 整理番号⑥ 市道路線認定図4

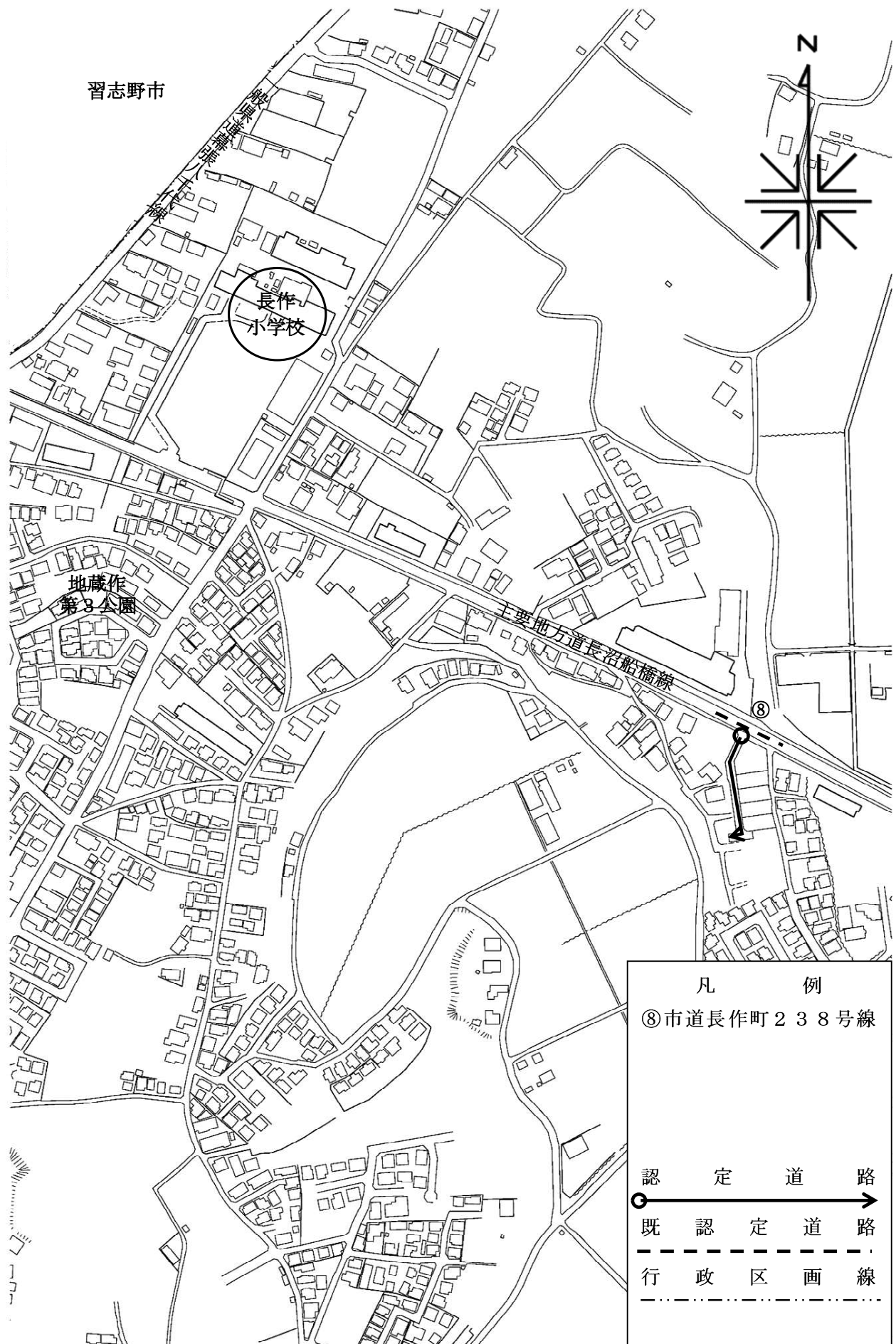




# 整理番号⑦ 市道路線認定図5



# 整理番号⑧ 市道路線認定図6

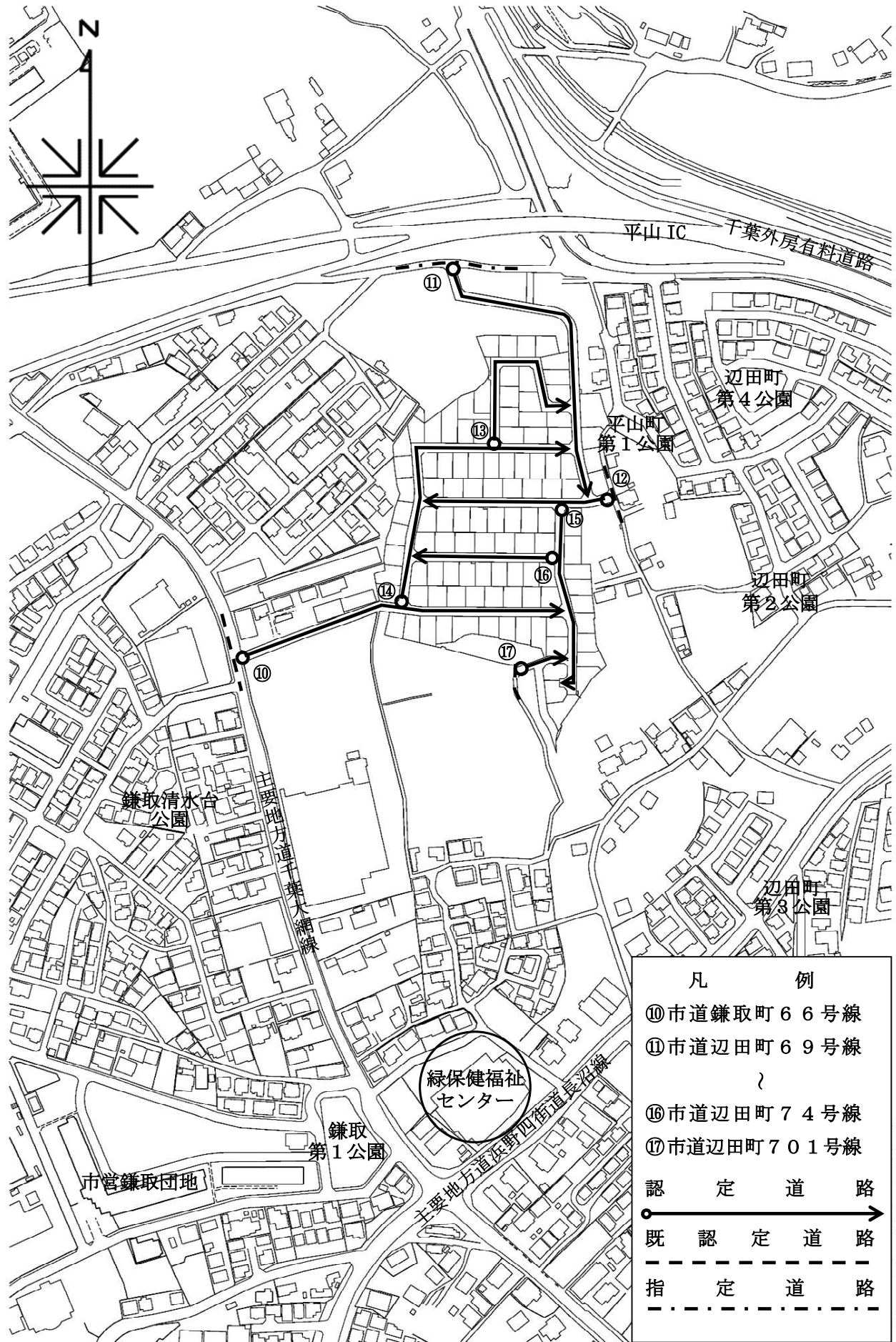


# 整理番号⑨ 市道路線認定図7

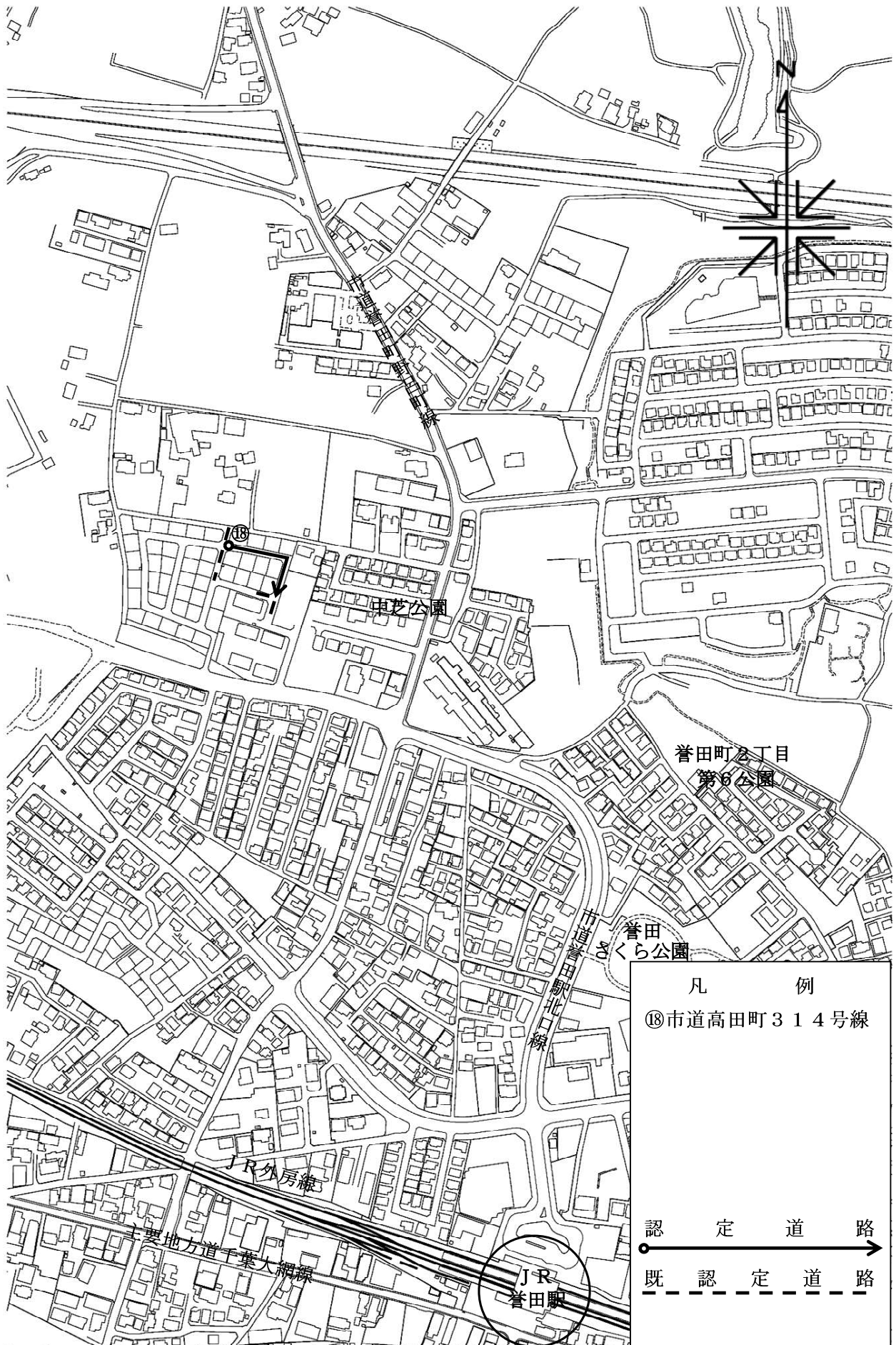




# 整理番号⑩～⑰ 市道路線認定図 8

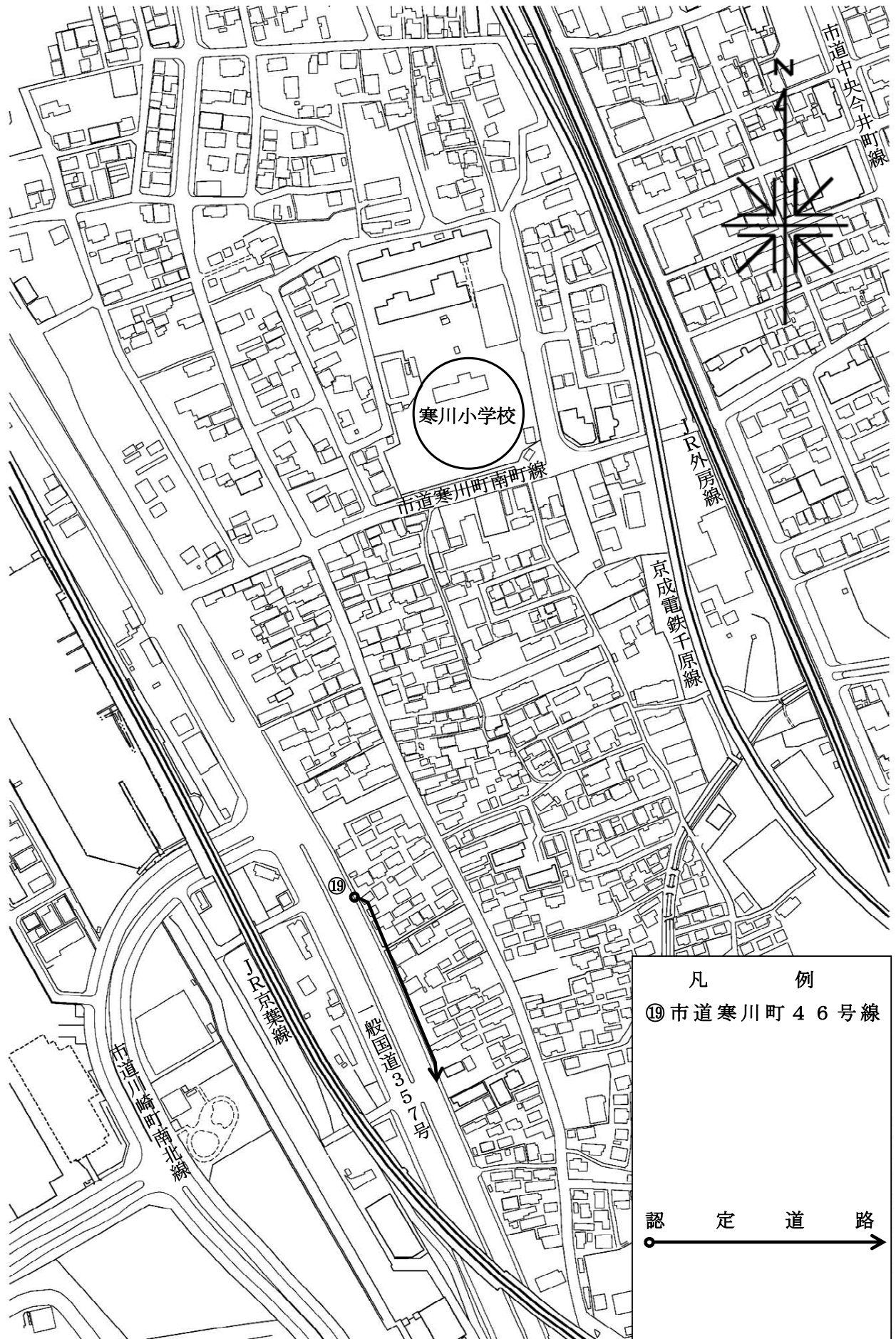


# 整理番号⑱ 市道路線認定図9

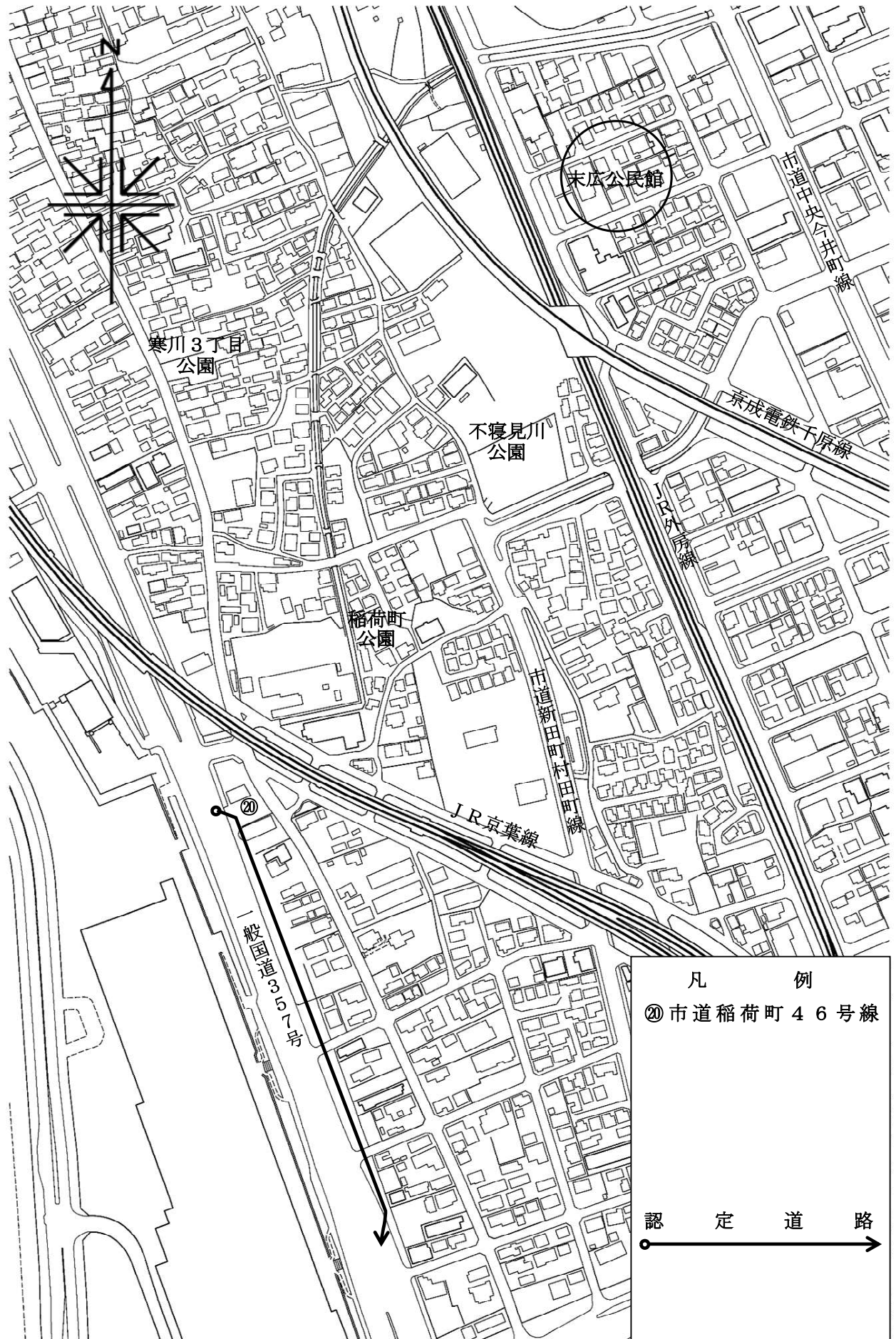




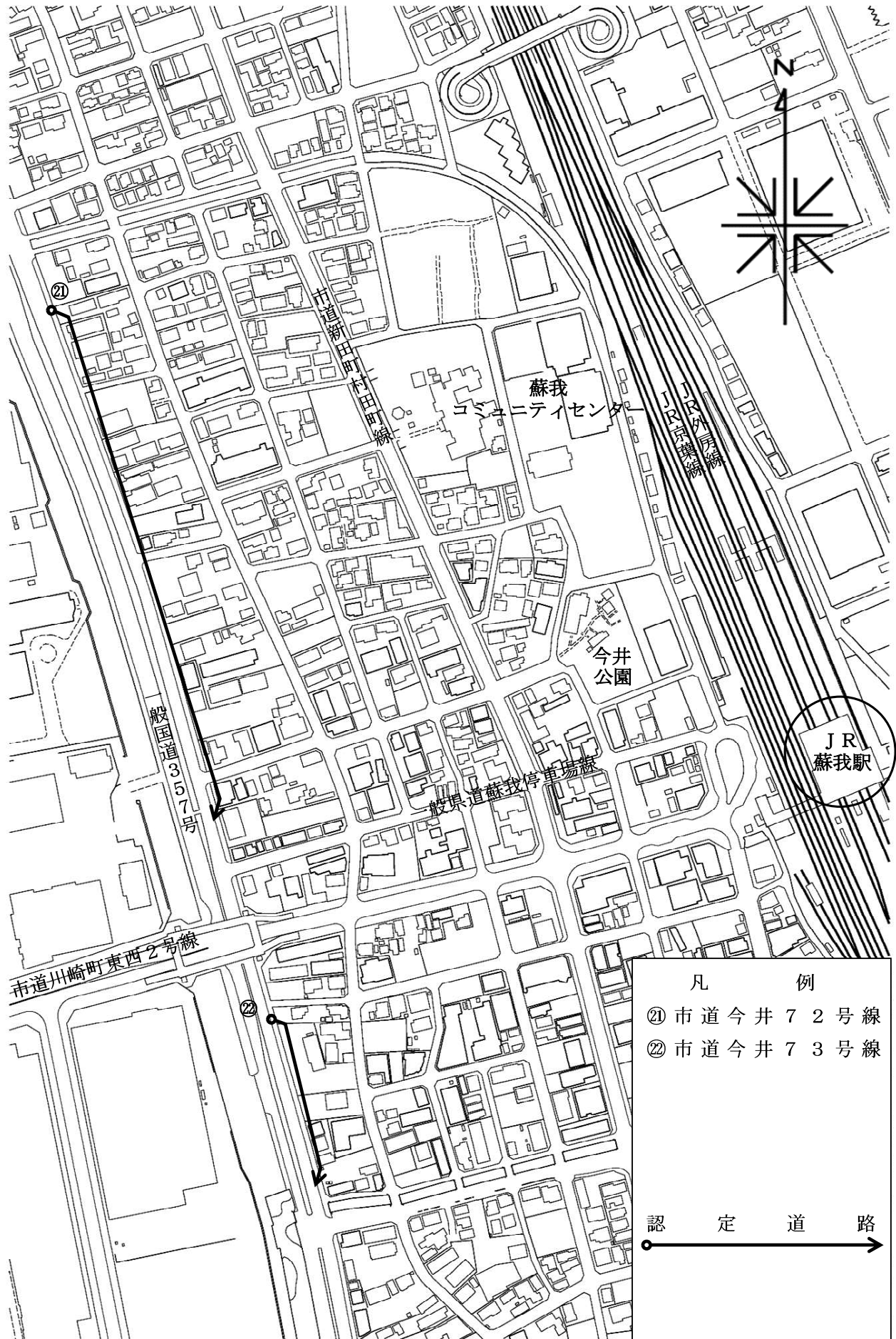
# 整理番号⑱ 市道路線認定図 10



整理番号⑳ 市道路線認定図11



整理番号 ㉑ ㉒ 市道路線認定図 12





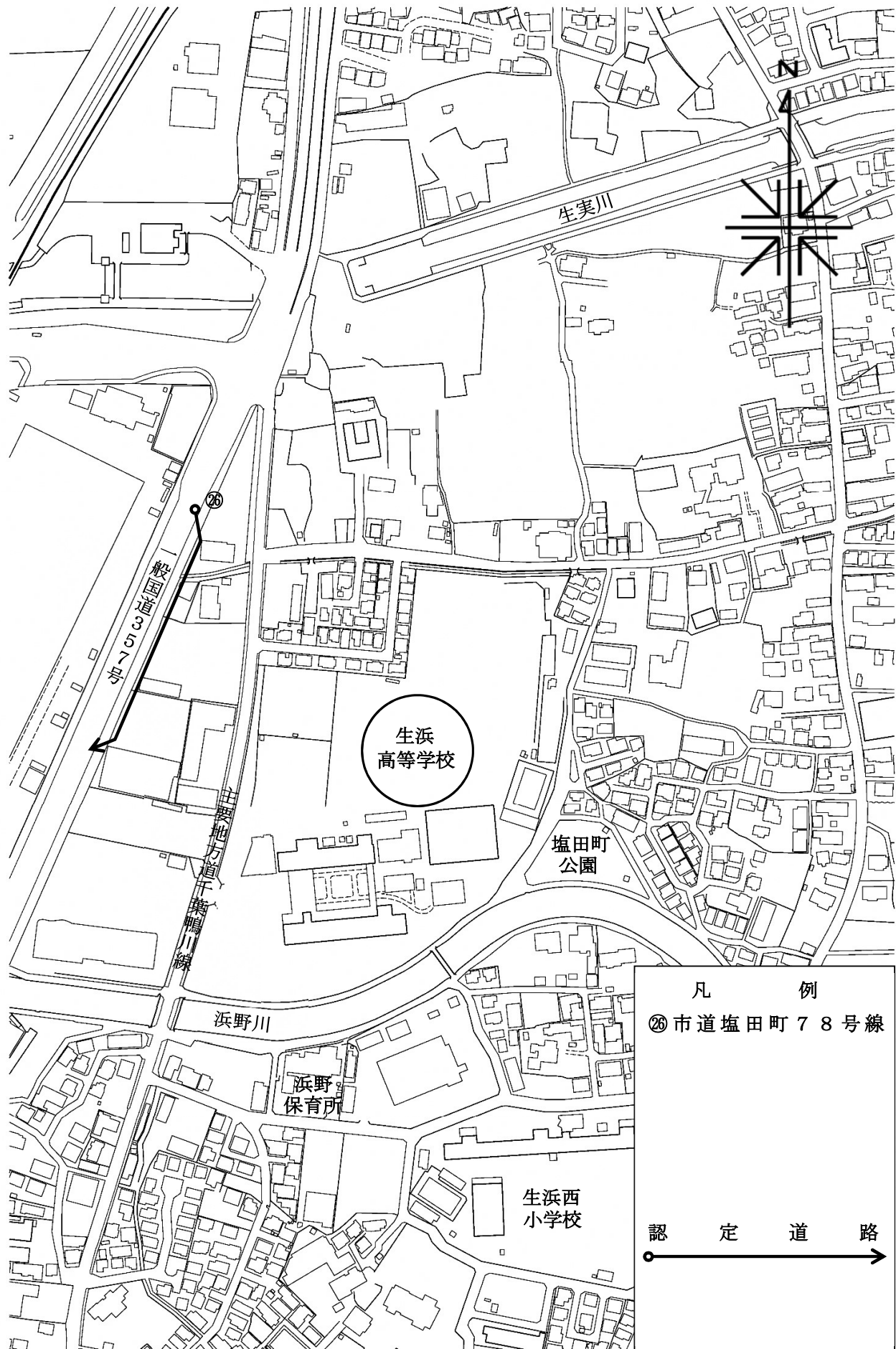
整理番号⑳ 市道路線認定図13



整理番号 ㉔ ㉕ 市道路線認定図 14



整理番号②⑥ 市道路線認定図 15



~~~~~

## 議 案 説 明

市道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定に基づき、議決を求めるものであります。